



セカンドオピニオン

株式会社あおぞら銀行

2022年6月1日

あおぞら ESG フレームワークローン

ESG 評価本部
担当アナリスト：西元 純

格付投資情報センター（R&I）は、あおぞら銀行が ESG 支援を目的に実施する「あおぞら ESG フレームワークローン」（グリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティ・リンク・ローン）が各々対応する国際的な原則¹や国内のガイドライン²に整合的であることを評価した。オピニオンの構成は次の通りである。

■ オピニオンの構成

1. オピニオンの位置づけ
2. 「あおぞら ESG フレームワークローン」の推進に係るあおぞら銀行のサステナビリティ方針
3. GLP、SLP、GL・SLL ガイドラインに対する整合性について
 - (1) 調達資金の用途
 - (2) 評価と選定のプロセス
 - (3) 調達資金の管理
 - (4) レポーティング
4. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について
 - (1) KPI の選定
 - (2) SPTs の設定
 - (3) ローンの特長
 - (4) レポーティング
 - (5) 検証
5. まとめ

¹ グリーンローンは「グリーンローン原則」（GLP）、ソーシャルローンは「ソーシャルローン原則」（SLP）、サステナビリティ・リンク・ローンは「サステナビリティ・リンク・ローン原則」（SLLP）。いずれもローン市場協会（LMA）、ローン・シンジケート・アンド・トレーディング協会（LSTA）及びアジア太平洋ローン市場協会（APLMA）の3者が策定

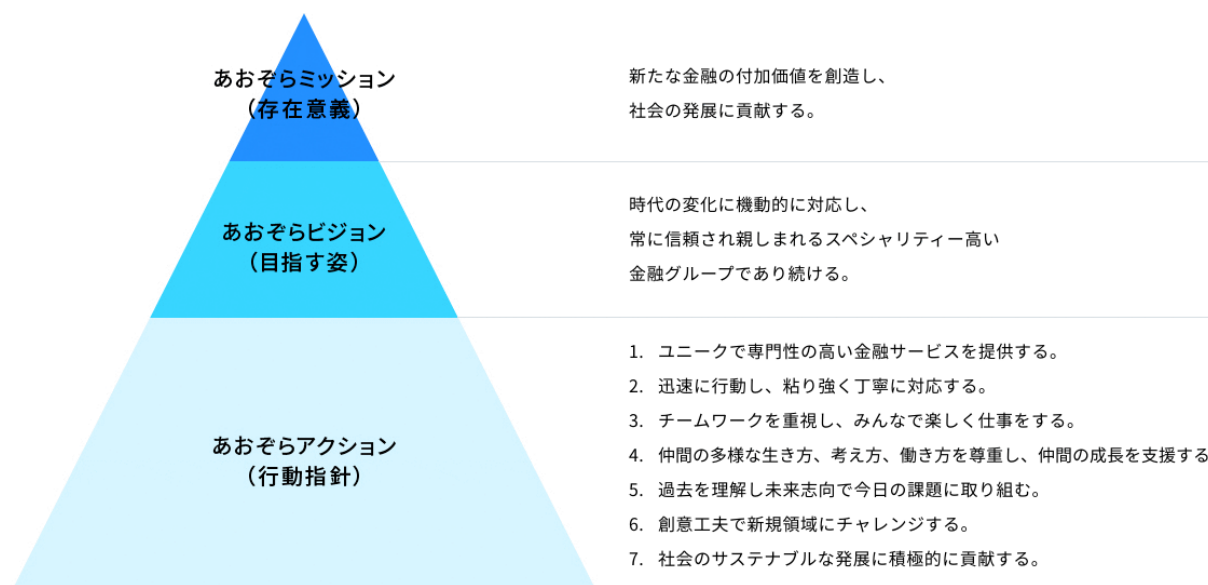
² 「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（GL・SLL ガイドライン）

1. オピニオンの位置づけ

あおぞら銀行は2020年5月に経営や業務の基本的な考え方となる経営理念について、「存在意義（ミッション）」「目指す姿（ビジョン）」「行動指針（アクション）」として明確化した。その中で、「社会の持続可能な発展に積極的に貢献する」ことを掲げており、自行だけでなく取引先でのサステナビリティへの取り組みをサポートすることを重要テーマとしている。

経営理念

あおぞら銀行グループは、経営や業務の基本的な考え方となる経営理念を「存在意義（ミッション）」「目指す姿（ビジョン）」「行動指針（アクション）」として明確にしております。



[出所：あおぞら銀行統合報告書 2021]

あおぞら銀行の「あおぞら ESG フレームワークローン」は取引先のサステナビリティ経営の高度化を支援し、企業価値の向上と持続可能な社会の実現を金融の面から支えることを意図し策定されている。幅広い事業者が本フレームワークに基づく融資を利用できるよう、国際的な原則や環境省のガイドラインの趣旨を念頭に、企業規模に関係なく取り組みやすい内容で設計しており、「あおぞらミッション」や「あおぞらビジョン」に通じる取り組みでもある。

R&I は本フレームワークが SLLP や GL・SLL ガイドラインに対する整合性³について、また融資制度を実施する体制が準備されているかに関して第三者評価を提供する。

³フレームワークの骨格や考え方、業務プロセス・融資の実施体制を確認し、SLLP や GL・SLL ガイドラインの趣旨に沿った内容でフレームワークが設計されているかについての意見である。

2. 「あおぞら ESG フレームワークローン」の推進に係るあおぞら銀行のサステナビリティ方針

あおぞら銀行は、経営理念「あおぞらアクション」の中で「社会のサステナブルな発展に積極的に貢献する」ことを掲げ、グループのあらゆる金融サービスや事業者としての活動にサステナビリティを組み込み、経営と一体化した取り組みを推進している。

あおぞら銀行が特に注力する分野においては、経営目標として「あおぞらサステナビリティ目標」を設定している。気候変動への対応に加え、「あおぞら型投資銀行ビジネス」における重点テーマである「ファイナンス・インクルージョン」、「インダストリアル・トランジション」への貢献、更には、豊かな人生 100 年時代において、お客さまの大切な資産を「次世代に守り・繋ぐ」ための取り組みについて、中長期の KPI 目標を設定し、ビジネスを通じた環境・社会課題の解決に取り組んでいる。

あおぞらサステナビリティ目標の進捗状況



[出所：あおぞら銀行 2021 年度決算説明会資料より抜粋]

すでに実績として、再生可能エネルギー向けファイナンスや環境に配慮したグリーンビルディング向けのファイナンス等、環境保護に資する事業への投融資に積極的に取り組んできた。また、事業再生ビジネスの専門性を活用し、地域金融機関との協働により地域の中堅・中小企業の取引先の事業再生・再チャレンジの支援にも注力している。

本フレームワークでは環境・社会の両面から取引先のサステナビリティ活動をサポートする目的で、グリーンローン及びソーシャルローンにおける資金使途、サステナビリティ・リンク・ローンにおける KPI の対象範囲を広く設定している。本フレームワークに紐づく融資サービスを多くの事業者に広げることで、地域社会への貢献だけでなく、企業規模にとらわれずにサステナビリティ活動のすそ野を拡大することを目指している。あおぞら銀行のサステナビリティ業務運営方針や環境方針に合致した内容であり、また国際的な原則やガイドラインが期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成にも沿った取り組みである。

3. GLP、SLP、GL・SLL ガイドラインに対する整合性について

R&I はあおぞら銀行の「あおぞら ESG フレームワークローン」のうち、グリーンローン形式及びソーシャルローン形式を対象に、4つの構成要素（調達資金の使途、評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポート）について、対応する国際的な原則（GLP、SLP）やガイドライン（GL・SLL ガイドライン）における確認事項（「べきである」事項）を充足しているかを確認した。

4つの要素に関して、グリーンローン形式及びソーシャルローン形式のファイナンスは国際的な原則やガイドラインの確認事項の一部について完全に満たす内容になっていないが、全体として環境や社会にポジティブな改善効果を促す内容で設計されている。R&I は評価対象のフレームワークが国際的な原則やガイドラインに整合していると評価した。

(1) 調達資金の使途

- ① 調達される資金は、明確な環境改善効果や社会課題解決への効果をもたらすグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトに充当されるか。

本フレームワークでは、グリーンローンは環境改善効果のあるグリーンプロジェクトへの設備資金、ソーシャルローンは社会的課題への対処や軽減に資するソーシャルプロジェクトへの設備資金に限定して充当するとしている。リファイナンス案件も継続的に環境や社会の面で改善効果が見込めるプロジェクトを検討対象としている。

資金使途の対象は国際的な原則やガイドラインに示されるカテゴリーを対象としている。事業カテゴリー毎にプロジェクトの事例及び想定する対象事業の内容を具体的に示している。また、ソーシャルプロジェクトについては対象となる人々の想定も行っている。

資金使途の対象プロジェクト

グリーンプロジェクト	ソーシャルプロジェクト
A 再生可能エネルギーに関する事業	a 手ごろな価格の基本的インフラ設備
B 省エネルギーに関する事業	b 必要不可欠なサービスへのアクセス
C 汚染の防止と管理に関する事業	c 手ごろな価格の住宅
D 自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業	d 雇用創出、社会経済的危機からの失業防止、 中小企業向けファイナンス、マイクロファイナンス
E 生物多様性保全に関する事業	e 食料の安全保障と持続可能な食糧システム
F クリーンな運輸に関する事業	f 社会経済的向上とエンパワーメント
G 持続可能な水資源管理に関する事業	
H 気候変動に対する適応に関する事業	
I 環境配慮製品、環境に配慮した製造技術・プロセスに関する事業	
J グリーンビルディングに関する事業	

借入人には資金使途がもたらす環境改善効果又は社会課題解決について、自ら定量的に計測可能な指標及び測定を設定することを求める。想定される環境面・社会面のネガティブインパクトについても対応方針等の確認をあおぞら銀行が実施する。カテゴリーにおける具体的なプロジェクトの事例のうち、グリーンビルディングの環境認証のように閾値が必要なものは案件採り上げを可能とする水準設定がなされている。

顧客を所管する営業部室店が、借入人からプロジェクトの概要、資金使途、プロジェクトに充当する融資金額、プロジェクト実施による環境改善効果又は社会的効果を確認したうえで、その内容を「グリーンローンチェックシート」又は「ソーシャルローンチェックシート」で整理し、本部組織でサステナブルファイナンスの業務所管を行うサステナブルビジネス室に提出する。サステナブルビジネス室は案件のグリーン性又はソーシャル性を確認し、資金使途の妥当性等に問題ないか判断する。チェックシートは環境省のグリーンローンガイドラインや金融庁のソーシャルボンドガイドラインに記載されているチェックリストをベースとした内容で、対象案件が GLP、SLP、GL・SLL ガイドラインの趣旨に沿っているかを峻別する項目を設定している。サステナブルビジネス室の所見が付されたチェックシートをもとに、法人営業統括部長がサステナビリティ性の最終判断及び決裁を行う。同部長は本フレームワークにおいて、個別案件の与信判断や借り手との取引関係に影響されることなく、当該案件のサステナビリティ性の判断のみを行う立場として位置付けられている。

資金の充当対象となるプロジェクトは広範囲にわたる。案件の採り上げにあたってはサステナブルビジネス室がその適切性等を判断できる項目を選定するとしており、判断できない場合は本フレームワークに基づく融資は実行せず、より専門性を持つ外部評価機関への評価を活用した融資スキーム等を検討する。

② 調達資金の使途に関する貸し手への事前説明がなされるか

あおぞら銀行はカテゴリーやプロジェクトによる環境改善効果や社会的効果、及び想定されるネガティブインパクトに関して借入人から事前説明を受ける。説明内容は営業部室店が「グリーンローンチェックシート」又は「ソーシャルローンチェックシート」にまとめ、資金使途の妥当性を判断するサステナブルビジネス室と共有される。

③ 調達資金の使途がリファイナンスである場合及び複数トランシェの一部がグリーンローンである場合

あおぞら銀行が設定するローンでは複数トランシェは設定されない。資金使途をリファイナンスとする場合のロックバック期間は適切に定められていることを確認した。リファイナンス時点以降の環境改善効果等についての確認は、新規プロジェクト同様になされる。

(2) 評価と選定のプロセス

① 環境面での目標や選定の基準を含む評価と選定のプロセスの事前説明がなされるか

一般にグリーンローンやソーシャルローンを組成する際、ローンを通じて実現しようとする環境面や社会面での目標のほか、調達資金の充当対象となるプロジェクトが目標に合致すると判断するための規準と判断プロセスの概要を借入人が貸し手に説明する。

本サステナブルファイナンスはあおぞら銀行がフレームワークを策定するという点で一般のグリーンローンやソーシャルローンと異なる。ただ、借入人自ら意思決定し本フレームワークに紐づく融資に申し込むことや、あおぞら銀行も事前に対象プロジェクトの選定経緯を確認し資金使途の妥当性を判断するプロセスを採っている点を踏まえると、実質的には原則やガイドラインの趣旨に沿った設計がなされていると評価できる。

② 包括的な目標、戦略等への組み込みがなされるか

選定経緯を確認するプロセスにおいて、あおぞら銀行は借入人が当該プロジェクトによってもたらそうとする環境改善又は社会課題解決の効果や、対象プロジェクトと借入人の経営戦略が合致することを確認する。プロジェクトの選定における専門性はあおぞら銀行がその役割を果たすこととなる。

本フレームワークに紐づく融資の主要顧客としてあおぞら銀行が想定している中堅・中小企業が、サステナビリティ戦略等を明確な形で策定できるとは限らない。ただ、本フレームワークを利用することで、借入人がプロジェクトを通じて目指す効果及び事業における位置づけが明確となる。

(3) 調達資金の管理

① 調達された資金が確実にプロジェクトに充当されるか

借入人が調達した資金は専用口座を開設する等して、充当状況について追跡管理できるようにしている。資金の支払いは、借入人の資金支払要請に基づき、領収書や請求書等のエビデンスを確認した上であおぞら銀行が支払いに応じる。

借入人が主体となり調達資金の管理を行う一般のグリーンローンやソーシャルローンとは異なるが、借入人にとっては本フレームワークを利用することで、実質的に原則やガイドラインが求める趣旨と同等の管理を受けることとなる。

(4) レポーティング

① 調達資金の使用方法等に関する報告及び一般的開示がなされるか

ローン実行時に借入人から応諾が得られた場合、プロジェクト概要等に関して公表する。全ての資金が充当されるまでの間、年1回の頻度でプロジェクトのリスト、プロジェクトの概要、プロジェクトに充当した融資金額、未充当金額または割合及び充当予定時期、プロジェクト実施による環境改善効果又は社会的効果における状況について、営業店は借入人から報告を受け、サステナブルビジネス室に報告する。当初の想定と異なる大きな状況の変化があった場合は営業店を通じて影響および対応方針等を確認し管理する。

フレームワークが求めるレポーティング内容は、貸付人に対して報告されるべき事項を含む。ガイドラインはグリーンローンとして表明する場合には貸し手に対する報告事項を一般に開示するべきとしている。あおぞら銀行は借入人に対してローン組成時及び期中についてレポーティング内容を開示することを求めることとしており、対象顧客が可能な範囲でガイドラインに整合的な仕組みと評価できる。

② 環境改善効果に係る指標、算定方法等は適切か

フレームワークでは環境改善や社会課題解決の効果に係る指標及び算定方法を確認することとしている。その役割はグリーンローンやソーシャルローンの適切性を判断するサステナブルビジネス室が担う。案件採り上げにあたってはサステナブルビジネス室で確認作業が可能なプロジェクトかという点も考慮している。

4. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について

R&I はあおぞら銀行の「あおぞら ESG フレームワークローン」のうち、サステナビリティ・リンク・ローン形式を対象に SLL を構成する 5 つの要素（KPI の選定、SPTs の設定、ローンの特性、レポートニング、検証）について SLLP の確認事項（「べきである」として履行を求める項目）を、GL・SLL ガイドラインに関しては、同ガイドラインが挙げる SLL が備えることを期待される基本的事項（「べきである」事項）を SLLP の確認事項と対応付けて、どの程度充足しているかを確認した。

本フレームワークにおけるサステナビリティ・リンク・ローンは、SLL を構成する 5 つの要素に関する SLLP の確認事項及び GL・SLL ガイドラインにおける期待される基本的事項の一部について、完全に満たす内容になっていないが、全体として SLL を通じた借入人のサステナビリティ向上を促す内容で設計されている。R&I は評価対象のフレームワークが SLLP や GL・SLL ガイドラインに整合していると評価した。

(1) KPI の選定

① 選定される KPI

KPI の対象は、借入人の CSR 戦略や SDGs の取り組み及び今後の方針等を踏まえ、事業の中核に位置する指標を選定する。KPI は借入人だけでなく貸付人であるあおぞら銀行も客観的に確認できるよう、定量的に測定可能であることを条件としている。

本フレームワークでは、主に以下の SLLP や GL・SLL ガイドラインの例示を対象とし、以下の例示以外でも借入人から打診があれば検討する。

KPIの主な対象

環境に関するKPI	社会に関するKPI
エネルギー効率	人権とコミュニティの関係
温室効果ガス排出量	手頃な価格の住宅
廃棄物処理	データ・セキュリティ
再生可能エネルギー	従業員の健康と安全
水使用量	従業員の積極的関与、多様性及び一体性
持続可能な調達	従業員のトレーニング
循環経済	
持続可能な農業と食料	
生物多様性	

② KPI の重要性

KPI は環境・社会の両面から地域課題に対応する内容になっている。「エネルギー効率」や「温室効果ガスの排出量」を是正していくことは地球温暖化緩和策において全ての企業が取り組むべきものであり、業種を問わず企業のサステナビリティに関係するものである。その他の項目についても環境面や社会面の課題に幅広く対応する指標である。あおぞら銀行の経営理念やサステナビリティに関する方針の趣旨にも沿っており、フレームワークで選定される KPI の重要性に問題はない。

(2) SPTs の設定

① SPTs の概要

SPTs は選定した KPI について、野心的かつ有意義で測定可能な定量目標を毎年設定することを借入人に求める。

② SPTs の野心性

SPTs の野心性は以下の 3 つの観点で判断する。

- A) 科学的根拠に基づくシナリオ分析や絶対値、国地域単位または国際的な目標（パリ協定等）との比較
- B) 同業他社との比較（業界において平均的な水準なのかトップ水準と位置付けられるのか）
- C) 顧客自身の直近パフォーマンス水準との比較（過去 3 年分以上のトラックレコードの推移等を参考とする）

SLLP では A) ～C) の組み合わせに基づき野心性を判断し SPTs を設定すべきとしている。本フレームワークは KPI の内容や借入人の属性次第では、A) ～C) の 1 つで野心性を判断するケースがあり、その場合は SLLP が求める要件を完全には満たさない。ただ、A) ～C) は SLLP が挙げる野心性判断の観点と合致しており、GL・SLL ガイドラインが SLL に期待される基本的事項として挙げる「事前に設定する SPTs のベンチマークに関連して借り手のサステナビリティの改善に結びつけられているべき」にも配慮し野心性を判断するとしている。以上を踏まえると、SPTs の野心性に関しては担保されると考えられる。

③ SPTs の達成手段と不確実性要素

KPI の選定及び SPTs の設定のプロセスを通じて、借入人のサステナビリティ目標と目標達成に向けた具体的取組みの意志及び計画を確認する。SPTs 達成のための施策及びネガティブ要素を始めとする不確実性はこのプロセスを通じて洗い出すよう設計されている。

④ SPTs の妥当性

KPI の選定や SPTs の設定は借入人と営業部室店の対話を通じて行われる。営業部室店は選定した KPI と借入人の事業等の関係性、設定した SPTs について借入人がどのように達成するか具体的な計画を確認したうえで、サステナブルビジネス室に報告する。サステナブルビジネス室は営業部室店からの報告内容や借入人からの提出資料等をもとに、SLLP や GL・SLL ガイドラインに照らし、KPI 及び SPTs の適切性を判断する。案件のサステナビリティ性の最終判断は法人営業統括部長が行う。クレジット評価を行う審査部は一連のプロセスに関与しない。

SPTs の妥当性判断は第三者によるものではないものの、KPI の重要性や SPTs の妥当性は営業推進やクレジット評価に関与しないサステナブルビジネス室が判断する設計にしている。KPI の対象範囲は広いものの、野心性の判断が難しい場合や検証業務が困難な案件は本フレームワークに基づく融資は実行せず、より専門性を持つ外部評価機関への評価を活用した融資スキーム等を検討する方針である点を踏まえると、SLLP や GL・SLL ガイドラインの趣旨に沿った SPTs が設定される体制が整っていると考える。

(3) ローンの特徴

SPTs 達成の場合には金利を引き下げる又は未達成の場合には金利を引き上げる、変更した金利の累積有無に関しては、借入人の事業特性や SPTs の内容等も考慮しながら個別に検討する。全体として借入人が目標達成を目指す意欲を高める内容で設定することを条件としている。インセンティブに関する内容（SPTs 達成の判定時期、達成時の金利引き下げ幅及び金利適用時期等）は借入人と締結する金銭消費貸借契約書に属する債権書類に明記される。

R&I は SPTs 達成時のインセンティブが借り手のサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促すという点で適切に設定され、SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める要件を充たすことを確認している。

(4) レポーティング

借入人は融資期間にわたって、年 1 回融資契約実行日の応当月末を基準日とし、書面やウェブページ等での公表資料等により SPTs の達成状況が分かる KPI の実績値と第三者である専門機関による検証結果をレポーティングとして、営業部室店に提出する。レポーティング内容はサステナブル情報に提出される。借入人のウェブサイト等におけるレポーティング内容の公表はしない。

SLLP において借入人は少なくとも年 1 回貸付人が SPTs の達成状況のモニタリングを行う際に、その野心的な内容が保たれ借入人の事業と関連性があると判断するのに十分な最新状況を貸付人に提供すべきとしている。GL・SLL ガイドラインも同内容を期待される基本的事項に挙げている。本フレームワークは借入人に対して、レポーティングの際には第三者の専門機関による検証が実施された結果をおおぞら銀行に提出することとしており、SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める要件をクリアしている。一方、レポーティング内容は非開示であり、GL・SLL ガイドラインにおける「借入人が調達したファイナンスを SLL として表明する場合、貸付人に対する報告事項を一般に開示すべき」は満たしていない。ただ、本フレームワークによるローンについて、SLLP や GL・SLL ガイドラインに適合した外部評価を取得した SLL ではないことをおおぞら銀行から借入人に説明するとしており、GL・SLL ガイドラインにおける一般開示を要件とはしない。

(5) 検証

借入人は KPI の実績値について、独立した第三者の専門機関に検証を依頼しその結果をおおぞら銀行に報告する。おおぞら銀行のサステナブルビジネス室は借入人の提出資料の内容を確認し、不明な点等があれば、必要に応じて検証業務を担当した専門機関にもヒアリングする。検証結果を踏まえ、サステナブルビジネス室が金利変更の判定を行い、営業店に対し契約内容に基づいた金利変更の有無を指示する。

原則が求める第三者による検証実施に対応した設計であり、SPTs 達成に関する定量的な確認はおおぞら銀行が求める水準でなされるものと考えられる。一方、検証結果の情報開示に関しては、レポーティング同様に公表しないことから、SLLP が求める検証結果の公表に関する要求を満たしていないが、レポーティングと同様の整理ができる。

5. まとめ

評価対象のあおぞら銀行の「あおぞら ESG フレームワークローン」は環境・社会の両面から取引先のサステナビリティ活動をサポートし取り組みのすそ野を拡大させる目的で策定されており、グリーンローン及びソーシャルローンにおける資金使途、SLLにおけるKPIの対象範囲を広く設定している。いずれのファイナンスも持続可能な社会の実現に向け、規模や業種を問わず利用しやすい内容で設計されている。

本フレームワークについて、R&Iは各ファイナンスを構成する要素に対し国際的な原則や環境省のガイドラインが求める事項をどの程度充足するかを確認した。グリーンローン形式及びソーシャルローン形式に関しては、調達資金を充当する対象事業は原則やガイドラインが求める方法に沿って評価する内容で設計されている。評価と選定のプロセス及び資金管理は貸付人であるあおぞら銀行側からの設定となっているが、フレームワークに沿った融資を利用することで、借入人は国際的な原則や環境省のガイドラインの趣旨を実質的に満たしていると評価できる。サステナビリティ・リンク・ローン形式はSPTsの野心性判断のプロセスやレポート及び検証結果の情報公開の部分で、SLLPやGL・SLLガイドラインが求める水準を完全に満たさない部分の一部あるものの、KPIの選定、SPTsの設定及び野心性判断の基準、インセンティブ設計、検証業務における第三者の関与、レポートや検証内容に関するあおぞら銀行への報告義務からみて、全体として、本フレームワークはSLLPやGL・SLLガイドラインの趣旨に沿ったフレームワークの骨格や考え方、業務フローが設計されている。

以上を踏まえ、R&Iは本フレームワークが国際的な原則や環境省のガイドラインに整合していると評価した。

以上

セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではありません。R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&Iと資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。